

3月号

みらいふ からの ラフレター

の

疑問

認知症なのに、賠償責任が発生するの!?



この事故で、JR東海は認知症患者の遺族に対し  
特急列車を停めた損害賠償請求を起こし、名古屋地裁の判決では  
なんと、遺族に対し720万円の支払命令をくだしました。

### 認知症なのに、賠償責任が発生するの？

この判決に、皆さまは驚かれたことと思います。

の裁判の争点は、認知症患者の監督義務です。

一審では、この認知症患者と同居していた妻と横浜市に住む認知症患者の長男に対し  
監督義務を怠ったとして、それぞれ360万円の支払命令が言い渡されました。

これに対し遺族側は、徘徊症状のある認知症患者を

100%監督することは無理であると控訴！

### 二審でも91歳の妻に360万円の支払命令！

遺族側が控訴した結果、名古屋高裁は長男の監督責任を退け、

一審判決の720万円から360万円に減額されました。

長男の住む横浜市から遠く離れた愛知県に住む親を監督することは  
不可能、妻のみ監督責任があると名古屋高裁は判断したわけです。

この高裁の判決に対し、遺族側はさらに上告、

いよいよ最高裁の判決を待つまでに至りました。

最高裁事案になった場合、基本的に弁論を開くことはございませんが

この事案について、最高裁は弁論を開くことを決定しました。

つまり、高裁の判決が覆される可能性があるということです。

一審判決に戻されるのか？もしくは遺族側に監督責任なしと判断されるのか？

皆さん、ご承知のとおり、日本は超高齢化社会が進んでおり

2025年には、認知症患者が700万人を突破、65歳以上の5人に1人は

認知症患者となる時代を迎えようとしています。

事故当時、85歳だった同居の妻に対し、本当に監督責任があるのでしょうか？  
最高裁の判決が注目されている事案となっています。

### 認知症患者の踏切事故に備える保険ってあるの？

超高齢化社会を迎える日本。。。

このような事故は、今後ますます増えることが予想されます。

「もし、うちのおじいちゃんが、徘徊して踏切事故を起こしてしまったら  
何百万もの賠償金を請求されてしまうの？」

考えただけでも、恐ろしい話です。

最高裁の判決がどのように言い渡されるか分かりませんが、

もし、遺族に賠償命令が言い渡されたときに備える保険はあるのでしょうか？  
安心してください。。。

答えは、

### 「あります！」

実は、最近よく言われている自転車事故に備える保険の個人賠償責任保険で  
認知症患者の踏切事故に備えることが出来ます。

「保険で対応できるから安心」という話ではありません。

保険の知識として、皆さんに知っておいて頂きたいだけです。

何よりも、認知症徘徊者に対して、本当に責任があるのか？ということが問題  
かと思えます。

最高裁の判決は、どうなるのでしょうか？

国民が気になる裁判ですね。

みらいふスタッフブログより 奥村



株式会社

みらいふ

<http://www.k-milife.co.jp>

[mail:news@k-milife.co.jp](mailto:news@k-milife.co.jp)

〒615-0885京都市右京区西京極午塚町30

TEL 075-863-0808